

4

第4章 実現化方策

- 1 実現化に向けた取り組み
- 2 実現化に向けた整備プログラム

第4章 実現化方策

Ⅰ 実現化に向けた取り組み

Ⅰ.Ⅰ 取り組みの基本的な考え方

本計画は、本市の都市計画の基本方針となる計画です。本計画に位置付けた将来都市像やまちづくりの目標を実現するため、本計画を基本として、分野別計画等との調整を図りながら、まちづくりにおける各実施事業の展開を図ります。

また、本計画を推進するため、国・県・近隣市町・関係機関との連携強化や、行政・市民・事業者・NPO等が協力し合う体制づくりを進め、推進体制の充実を図ります。

なお、本計画は中長期的な視点に立った計画であることから、まちづくりの進捗を適切に管理し、社会情勢の変化や市民意向等を踏まえ、必要に応じて適切に見直しを図るものとします。

都市計画マスタープランの運用

「土地利用」「都市施設」「市街地開発」をはじめ、都市計画に関わる個別計画を総合的・一体的に進めるための指針として、本計画を運用します。

- 地域地区の指定など、土地利用や建築物等の適正な規制・誘導などに関わる事項の決定または変更にあたっては、本計画の方針に沿って進めます。
- 道路・交通、公園などの分野別の計画づくり、都市施設に関する都市計画の決定または変更、都市施設の整備など、具体的な施策の実施においても、本計画の方針に沿って進めます。
- 土地利用の誘導策と都市施設の計画や事業を一体的に進めることで、効率的かつ効果的なまちづくりを進めます。
- 大村らしい景観の形成、みどり豊かな住環境の確保、市街地を囲む海や山の自然環境の保全、また、中心市街地の活性化や新幹線新大村駅周辺整備など、各分野の計画との連携により、効率的かつ効果的なまちづくりを進めます。

まちづくりの推進体制の充実

本計画に示すまちづくりを効率的かつ効果的に進めていくため、それぞれの計画や施策の段階において、国、県、市及び関係機関との緊密な連携を確保しながら計画を推進します。

①国、県、近隣市町及び関係機関との連携強化

- 国、県等が進める関連する計画との連携を図り、総合的なまちづくりを推進します。
- 分野別の整備方針などに位置づける施策の推進においては、都市計画分野だけでなく、環境、農業、観光など、様々な分野における関係機関との協力と協議・調整を図りながら、まちづくりを推進します。
- 特に、本市は長崎県の空の玄関口となる長崎空港をはじめ新幹線新大村駅の整備が進められるなど、広域的にも交通の要衝としての役割を担います。九州圏広域地方計画においても、長崎・佐世保・環大村湾都市圏は、“九州北西部の交流・連携とにぎわいの拠点”に位置づけられているため、その達成に向けて国や県、近隣市町との連携を強化します。

②協働のまちづくりを支援する体制づくり

- 地域に根ざしたまちづくりを実現していくため、NPOなどのまちづくり団体、町内会などの地域コミュニティ団体と連携して施策を進めます。
- 市民、事業者等及び市が共通の目的意識を持って、互いに連携しながらまちづくりに取り組むことができる体制づくりを推進します。

③庁内推進体制の構築と人材育成

- まちづくりの一体性を確保し、各種事業の実効性を高めるため、庁内プロジェクトチーム（ワーキンググループ）の設置など、横断的な検討組織づくりを進めます。
- 研修や地域での実践的なまちづくり活動を通して市職員の専門性を高めるなど、人材育成にも努めます。

第4章 実現化方策

1.2 協働のまちづくりの推進

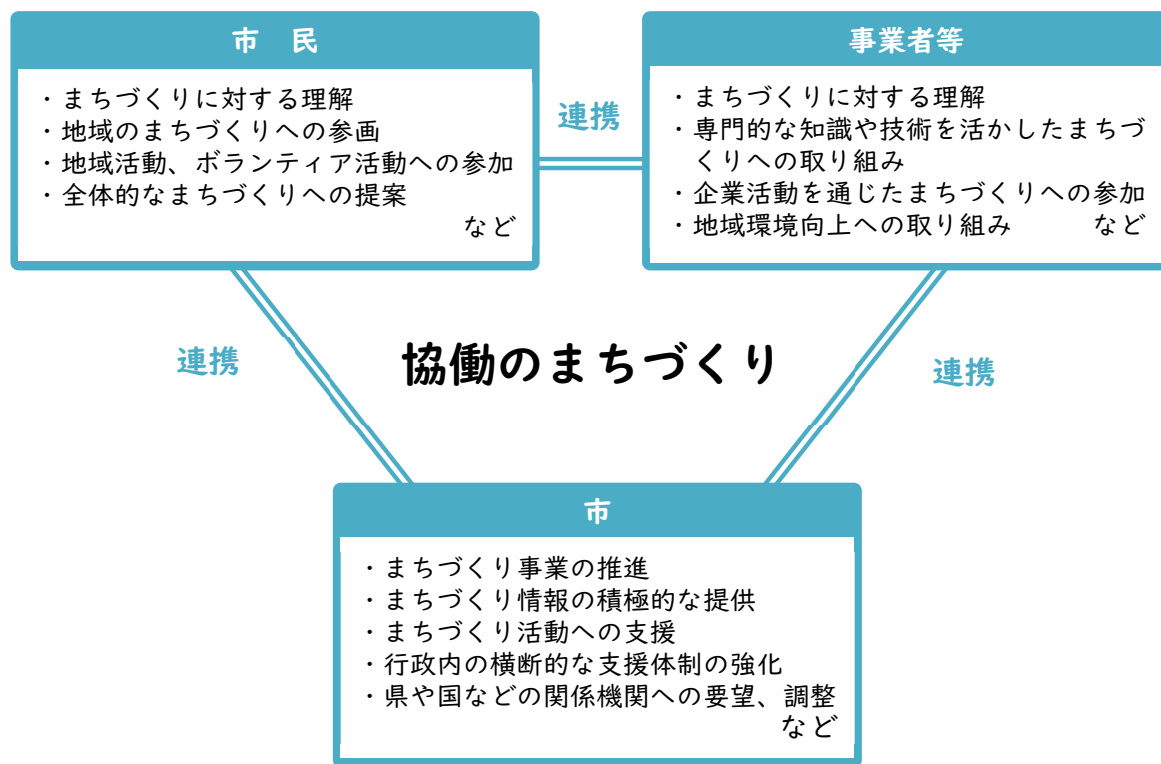
本計画の実現のためには、まちづくりの主体となる市民や事業者等が本計画に掲げられたまちづくりの方針について理解を深め、まちづくりの主体であることを認識し、連携・協働により、まちづくりを進めることが重要です。

このため、協働のまちづくりに向けた環境を整えることが必要であり、市民や事業者等が参加しやすい機会を設けるとともに、自主的にまちづくりに取り組んでいる団体への支援の充実を図ります。

本計画における「協働のまちづくり」とは

以下に掲げる協働のまちづくりの概念に基づき本計画を進めます。

- それぞれの主体性・自発性のもとに取り組みます
- お互いの立場や特性を認め、知恵や力を出し合います
- 共通する目的の実現に向けて協力します



協働のまちづくりの体制のイメージ

協働のまちづくりの進め方

まちづくりの主役である市民・事業者等が参加し、市民と市が一体となってまちづくりを進めることができる取り組みを行います。

- 広報おおむらや市ホームページ、SNS 等への掲載など、様々な手段を通じて、都市計画やまちづくりに関する情報を積極的に発信し、まちづくりへの理解促進や意識啓発に取り組みます。
- 本計画に基づき実施される個別分野の計画策定や都市計画の決定・変更など、具体的な施策の展開にあたっては、公聴会や説明会、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメント等の実施により、市民参加の機会を充実し、市民ニーズを踏まえ取り組みます。
- 市民、事業者の関心や意欲を高めるため、話し合いの場の提供と、まちづくりアドバイザー等の派遣制度を活用します。
- NPO をはじめとしたまちづくり団体や町内会等の地域コミュニティ団体からの積極的な提案は、まちづくりを進める上で大切な役割を果たします。そのため、このような活動が広がり、市民主体の活力あるまちづくりにつながるよう、各種助成・奨励制度を活用します。
- 地域の美化活動、賑わいの創出に向けたイベントの開催など、これまで行われてきた市民活動を活かし、地域の特性に応じたまちづくりへの展開を図ります。また、これら団体の連携強化に向けた体制を整えることで、協働のまちづくりを推進します。

各種制度等の活用

市民と事業者等が主体となった計画の検討・実践手法として、次のような制度があります。これらの制度の活用により協働のまちづくりを推進します。

- 地域住民が主体的なまちづくりを進めるため、市に対し都市計画の決定や変更の提案を行うことができる「都市計画提案制度」を活用します。
- 比較的小規模な地区を単位として、道路・公園の配置や建物の用途、高さ、敷地などに関する事項をきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める「地区計画制度」を活用します。
- 大村らしい都市景観の創出、みどり豊かな住環境の形成など、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、景観協定、建築協定、緑化協定などの制度の活用を図ります。

第4章 実現化方策

2 実現化に向けた整備プログラム

2.1 整備プログラム

全体構想や地域別構想で位置づけたまちづくりの実現に向けて、主要な方策や事業を整備プログラムとして整理し、その実現に向けた取り組みを推進します。

整備プログラムは、短期（概ね5年以内：令和4（2022）年度～8（2026）年度）、中期（概ね10年以内：令和4（2022）年度～13（2031）年度）、長期に区分して示します。ただし、土地利用の誘導など都市計画の決定・変更が必要なものについては、計画の熟度などを考慮しながら適切な時期に実施します。

また、整備プログラムに掲げる各施策内容については、実現化に向けた取り組みの考えを基本として、協働のまちづくり、計画の進行管理等を踏まえながら、社会情勢に合わせて適宜、評価、改善を進めます。特に、新幹線新大村駅周辺整備や良好な景観創出に向けた計画については、地域住民との協議を進めながら具体的な内容を定めていくことが不可欠となるため、協議の進捗によって見直しを図ります。

整備プログラムについて

次頁から整理している、整備プログラム一覧の見方は以下のとおりです。

第2章全体構想の分野別の整備方針における『基本方針』を基に、整備プログラムを区分

整備プログラムの内容

事業等を実施する場合、「地域ごとに実施するもの」「継続的に実施するもの」「段階的に実施するもの」などがあるため、このような事業等については、矢印を分割して表記

区 分	主要な方策や事業	短期	中期	長期
自然環境との共生による土地利用の推進	◆自然環境の特性に応じて、グリーンツーリズムやスポーツ・レクリエーションの振興など、地域の特性を活かした土地利用の推進	→	→	→
市民生活や都市活動を支える良好な市街地環境の形成	◆大村ハイテクパーク、オフィスパーク大村、第2大村ハイテクパークへの産業集積の促進	→		
	◆それぞれの役割・規模に応じた都市拠点への都市機能の集積、公共交通や道路網と拠点の連携強化	→	→	→
	◆新幹線新大村駅周辺の市街地環境整備の推進	→	→	→
	*新大村駅周辺土地区画整理事業	→		

特に「段階的に実施するもの」については、具体的な内容ごとに整理

土地利用及び拠点の整備

区 分	主要な方策や事業	短期	中期	長期
自然環境との共生による土地利用の推進	◆無秩序な市街化進行の抑制、良好な田園住宅地の形成 ◆自然環境の特性に応じて、グリーンツーリズムやスポーツ・レクリエーションの振興など、地域の特性を活かした土地利用の推進			
市民生活や都市活動を支える拠点と良好な市街地環境の形成	◆大村ハイテクパーク、オフィスパーク大村、第2大村ハイテクパークへの産業集積の促進 ◆それぞれの役割・規模に応じた都市拠点への都市機能の集積、公共交通や道路網と拠点の連携強化 ＊市役所新庁舎の建設 ◆市北部と市南部の地域の生活を支える場として、地域拠点への日常生活に求められる都市機能の維持・集積 ◆地区拠点における生活利便施設及び公共公益サービスの維持、地域拠点や都市拠点への公共交通アクセスの向上 ◆新幹線新大村駅周辺の市街地環境整備の推進 ＊新大村駅周辺土地区画整理事業			
地区特性に応じた土地利用と市街地整備の推進	◆良好な居住環境の保全・創出に向けた地区計画等の促進 ◆都市計画道路古賀島沖田線や鬼橋坂口線など、沿道の適正な土地利用の誘導 ◆市街地内にある低未利用地の有効活用			

第4章 実現化方策

道路・交通の整備

区 分	主要な方策や事業	短期	中期	長期
都市の交流促進や国土強靱化に寄与する交通ネットワークの整備	◆大村～諫早間の渋滞解消に向けた国道 34 号の交通環境の改善 ◆都市計画道路の整備 *都市計画道路坂口植松線の整備 *都市計画道路鬼橋坂口線の整備 *都市計画道路竹松駅前原口線の整備 *都市計画道路古賀島沖田線の整備 *長崎空港連絡道路の整備の実現 ◆長崎空港の国内・国際路線の拡充や物流機能の強化、長崎空港の 24 時間化の実現 ◆武雄温泉～新鳥栖間の全線フル規格による整備の実現 ◆新幹線新大村駅と J R 大村線への乗り換え利便性の向上に向けた駅前広場等の整備 ◆交通結節点の利便性向上のため、ユニバーサルデザインに配慮した駐輪場・駐車場やアクセス道路の整備			
公共交通を軸とした環境にやさしい交通体系の創出	◆「大村市地域公共交通再編実施計画」に基づく、路線バス等の利便性向上 *運行間隔の短縮や、郊外の移動手段の見直し *新幹線開業に合わせたバス路線やジャンボタクシーなどの新設・既存路線の見直し ◆「大村市自転車活用推進計画」に基づく、自転車活用の取り組みの推進			
人にやさしい交通環境の整備	◆公共交通空白地域の解消、高齢者等に対応した乗合タクシーの充実 ◆各種拠点や歴史的街なみ地区における、回遊性の向上に向けた駐車場・駐輪場、公園の配置や景観に配慮した街なみ整備 ◆子どもの安全な通行の確保に向けた、通学路の交通環境の改善			

その他都市環境の整備

区 分	主要な方策や事業	短期	中期	長期
水とみどりの整備				
豊かな自然環境の保全と活用	◆スポーツや健康増進の拠点として、大村市総合運動公園の整備	→	→	→
	◆水とふれあい親しみ交流する場として、森園公園の整備	→	→	
	◆アウトドアスポーツツーリズムの推進に向けた「大村市アウトドアランドデザイン」に基づく公園施設のリニューアル	→	→	→
みどり豊かな都市空間の創出	◆郡川など主要な河川について、親水性の確保に配慮した河川空間の整備	→	→	→
	＊郡川、よし川の親水性護岸整備	→	→	
	◆花を活かしたまちづくり活動の充実	→	→	→
	◆海～まち～里山～山を結ぶ、水とみどりのネットワーク形成の創出（街路樹の整備、河川景観の創出、里山環境の保全 他）	→	→	→
上下水道の整備				
良質で安全な水の安定供給	◆「おおむら水道ビジョン 2021」に基づく上水道事業の推進	→	→	
	＊新規水源の開発及び既存水源の改修	→	→	
	＊水道管路、水道施設の更新及び耐震化	→	→	→
快適な市民生活と良好な水質環境の確保	◆「大村市公共下水道事業基本計画」に基づく事業の推進	→	→	→
	＊下水道未整備区域における汚水管渠の整備、老朽化が進む施設の改築更新	→	→	→
	＊浸水防止に向けた雨水幹線・枝線の整備	→	→	→
	◆「おおむら污水处理構想」に基づく、農業集落排水7地区の公共下水道処理施設への統合	→	→	

第4章 実現化方策

区 分	主要な方策や事業	短期	中期	長期
居住環境の整備				
多様な暮らしのニーズに応じた良好な居住環境の創出	◆市営住宅長寿命化計画に基づく、ユニバーサルデザインに配慮した公営住宅の整備 ◆老朽化した公営住宅の改修、建替え、解体・用途廃止			
				
景観形成の整備				
個性ある景観資源の保全と活用	◆歴史的街なみを活かした居住環境の形成、来訪者や住民が歴史的雰囲気を感じながら散策や交流ができる景観整備			
優れた景観と調和する街なみの創出	◆都市拠点について、賑わいと良好な環境で形成された都市景観の創出、個別のデザインの質を高めた新しい景観シンボルの創造 ◆市街地周辺や丘陵地の農地や里山について、無秩序な市街化の抑制や営農環境の維持、集落地景観の形成など、良好な田園景観の保全			
				
安全・安心まちづくり				
災害に強いまちづくり	◆「大村市国土強靱化地域計画」や「大村市地域防災計画・水防計画」に基づく総合的な防災・減災対策の取り組みの推進 ◆緊急輸送機能の強化に向けた、道路の整備・維持管理の推進、道路ネットワークの充実			
防犯環境の向上	◆自然災害による被害が予想される地域への市街地拡大の抑制、より安全な地域への居住の誘導の推進 ◆公園や道路における夜間照明の整備など、防犯に配慮した施設整備の推進			
				

2.2 都市計画マスタープランの進行管理

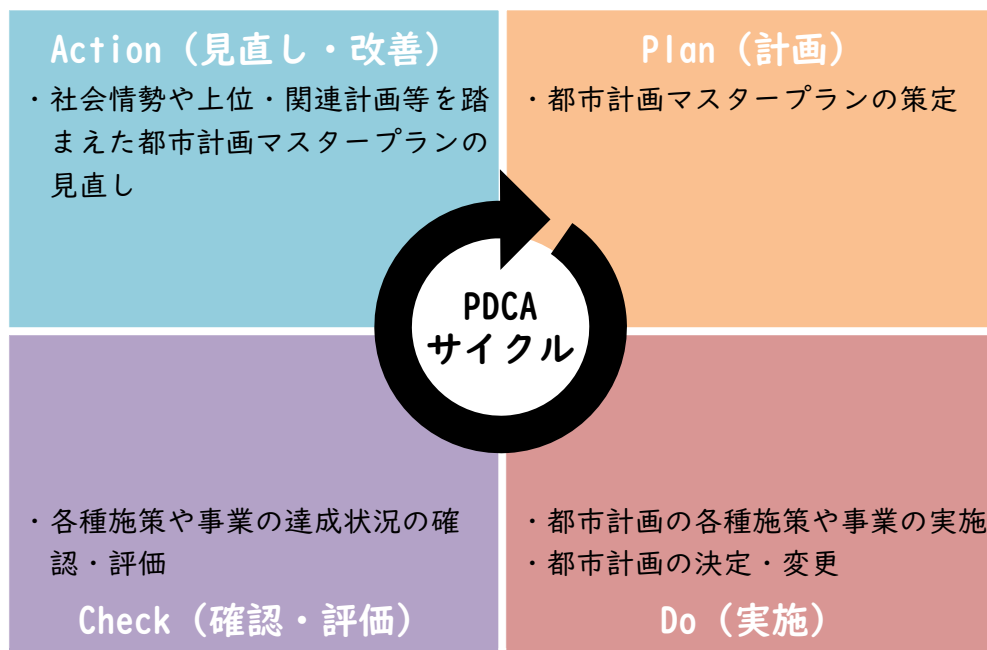
本計画は、中長期的な視点に立った計画であり、その実現には時間を要することから、実施過程について適正に管理し、必要に応じて計画の見直しを進めます。

進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実施）、Check（確認・評価）、Action（見直し・改善）のPDCAサイクルを導入し、計画の着実な実現を目指します。

都市計画マスタープランの適切な管理と見直し

本市の今後のまちづくりは、本計画の方針に基づき、各種制度や事業を活用して推進しますが、まちづくりの進捗状況を確認・評価し、必要に応じて見直し、改善を行うなど、計画の適正な管理を行います。

- 都市計画基礎調査、各種統計調査の結果や市民アンケート調査等により、各種施策や事業の達成状況の確認・評価を行います。
- 市民・事業者等・市の協働によるまちづくりについても、本計画に照らし合わせて評価を行うなど、市民による評価の基準や仕組みづくりの充実を図ります。
- 確認・評価に併せて、策定後、都市をとりまく社会情勢の変化を踏まえて、本計画の方針や各種施策の妥当性を判断し、総合計画等との整合を図りながら、必要に応じて計画を見直します。
- 計画の見直しにあたっては、広く市民に情報提供することはもとより、専門的な知識や客観的な意見・提案を受ける場として協議会などを設置します。



本計画の進行管理のイメージ